事例No.	300
公表年度	H28
団体の属性	複数団体
団体名	秋田県、大館市、能代市、鹿角市、八峰町、藤里町、小坂町、能代山本広域市町村圏組合（秋田県）

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設の集約化等 ・新たな政策手法の確立・活用

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

「秋田県県北地区広域汚泥資源化事業」（汚泥処理の共同化）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	秋田県県北地区広域汚泥資源化事業
団体名	秋田県、大館市、能代市、鹿角市、八峰町、藤里町、小坂町、能代山本広域市町村圏組合

《広域化等(共同化・最適化を含む)の類型及びその概要》

類型	汚泥処理の共同化
概要	県北地区3市3町1組合の下水道終末処理場7箇所と、集落排水、浄化槽、汲み取りし尿を処理しているし尿処理場3箇所の汚泥を、流域下水道大館処理センター敷地内に設置する汚泥資源化施設で集約処理し、地域で有効活用する。 事業は、汚泥資源化施設の建設と20年間の維持管理運営を一体として行うDBO方式で実施。

○団体・事業の概要

団体名	秋田県	大館市	能代市	鹿角市
行政区域内人口(人)	1,043,015	75,748	56,186	32,744
行政区域内面積(㎢)	11,637.5	913.2	427.0	707.5
事業区分・法適用区分	流域下水道・非適用	流域関連公共下水道・法適用 し尿処理場・非適用	単独公共下水道・法適用	流域関連公共下水道・非適用 単独公共下水道・非適用 し尿処理場・非適用
供用開始年月日	平成4年4月1日 平成7年4月1日	平成4年4月1日	昭和59年10月1日	平成7年4月1日 平成22年4月1日
処理区域内人口(人)	55,900	38,473	25,431	32,487
処理区域内面積(ha)	2,037.0	1,387.3	786.2	529.3
施設利用率(%)	69.0	―	68.0	―
職員数(人)	4	27	10	7
営業費用(千円)	262,861	1,204,547	990,436	444,903
営業収益(千円)	262,709	446,719	523,318	416,836
団体名	八峰町	藤里町	小坂町	能代山本広域市町村圏組合(能代市、藤里町、八峰町、三種町)
行政区域内人口(人)	7,676	3,539	5,489	85,198
行政区域内面積(㎢)	234.1	282.1	201.7	1,191.2
事業区分・法適用区分	単独公共下水道・非適用	単独公共下水道・非適用	流域関連公共下水道・非適用	し尿処理場・非適用
供用開始年月日	平成14年3月14日 平成16年3月24日	平成15年3月1日	平成10年4月1日	平成11年4月1日
処理区域内人口(人)	7,621	3,531	5,432	―
処理区域内面積(ha)	208.0	100.0	135.1	―
施設利用率(%)	39.0	63.6	―	―
職員数(人)	2	1	2	1
営業費用(千円)	79,637	36,719	42,018	308,745
営業収益(千円)	60,477	30,993	46,840	319,392

※表中の計数はH28年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

・県北地区の市町村では下水道汚泥を産業廃棄物処分場で埋立処分しており、処分場容量減への対応や汚泥の利活用による循環型社会構築への貢献を求められていたものの、次の課題により汚泥の資源化が進まなかった。

◆財政的制約
…下水道事業の経営状況等から各市町村単独では資源化施設への新規投資が困難

◆規模の経済性小
…各単独公共下水道の処理場の規模が小さく、資源化施設への投資効率も低いと判断

◆担当職員の減少
…職員数の減少により運営体制も脆弱化

(2)検討を開始した契機・導入過程

H16年 8月　県と県北15市町村(合併により現在8市町村)で勉強会開催
各施設の汚泥処理の現状と課題等について整理し、広域共同処理の可能性を検討

H19年 3月　県北地域での広域共同処理に関する基礎調査実施
有効利用状況の整理、集約処理基地候補の選定、有効利用方法の整理、コスト試算

H21年10月　県内市町村を対象とした汚泥の広域共同処理に関するアンケート調査実施
広域共同処理を希望するとの回答:34%、検討するとの回答:33%

H22年 4月　「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」設置
広域共同処理について本格協議

H24年10月　「秋田循環のみず推進計画」策定
生活排水処理施設の統合、汚泥の広域共同処理を位置づけ

H25年 7月　汚泥の広域共同処理に関する意向調査実施(事業化前の最終調査)

H26年10月　「県北地区広域汚泥処理事業連絡協議会」設置
県と市町村等で汚泥資源化事業に関する協定締結

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

内容　・県北地区3市3町1組合の10処理施設で発生する脱水汚泥を、資源化施設で資源化し、民間企業に販売
・事業に関する事務は全て県が実施し、市町村等は経費を負担

ねらい　・広域化によるスケールメリットの創出、財政的人的負担の軽減、下水道資源の活用

※集めた汚泥は燃料化など資源化物として活用

・汚泥処分費、し尿施設更新費などのコスト削減
・循環型社会構築にも貢献



(2)効果

・汚泥処理に係る管理運営費用の軽減(約6億円／20年:試算値)
・既存の汚泥焼却施設(し尿処理場)更新費用の軽減(約34億円:試算値)
・市町村職員の事務負担軽減
・汚泥の有効利用による循環型社会構築への貢献

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

・汚泥処理の集約化による、小規模事業での経費軽減と汚泥の有効活用の両立
・行政界を越えた広域的な取り組みと、下水道、集落排水、浄化槽、汲み取りし尿を対象とした事業連携

(2)今後の課題等

・広域化(集約化)による震災時等の汚泥処理リスクの増
・長期にわたる事業モニタリングの適正実施

○問合せ先

担当課	秋田県建設部下水道課		
TEL	018-860-2462	MAIL	gesuido@pref.akita.lg.jp